



# 兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

Vol.474

## TOPICS

### 主な記事

- 年頭のご挨拶
- 「令和7年度気候変動アクション環境大臣表彰」を平田運輸株式会社が受賞
- 適正化事業実施機関からのお知らせ  
(今月のテーマ「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアルの紹介」)

### 主な同封物

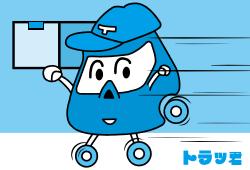
- 「自動点呼」「遠隔点呼」「IT 点呼」などの違いをポイント解説！
- 冬の山陰はスタッドレスタイヤで！

1

2026  
January



# CONTENTS



## 1 年頭のご挨拶

### 事務局からのお知らせ

- 15 「令和7年度 気候変動アクション環境大臣表彰」を平田運輸株式会社が受賞
- 17 令和7年度 安全性優良事業所近畿運輸局長表彰
- 18 令和7年度 安全性優良事業所兵庫陸運部長表彰
- 19 令和7年度「環境と物流を考えるフォーラム」を開催しました
- 20 「令和7年度 交通事故防止大会」を開催しました

### 陸災防のページ

- 21 はい作業主任者技能講習会のお知らせ
- 25 会員だより
- 26 協会日誌

### 適正化事業実施機関からのお知らせ

- 28 今月のテーマ「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアルの紹介」

## 「メールアドレス」登録のお願い!

現在、会員の皆さまへの連絡手段のメール化を進めています。  
右記QRコード又はURLから入力ホーム（下記の取得ホーム）  
に進んでいただきますと、「会社名、氏名、メールアドレス等5項目」  
で簡単に登録（最大3件）することができます。まだ登録されてい  
なければ、登録をお願いいたします。

QRコード



URL <https://nznb.f.msgs.jp/n/form/nznb/8WYvSwRE5DMZ57YvfzFT2>

# 謹 賀 新 年

新春を迎えますますのご発展とご多幸を心からお祈り申し上げます  
本年もよろしくお願ひ申し上げます

—令和八年元旦—



一般社団法人 兵庫県トラック協会

会長	木藤南原一志
副会長	尾上昌雄
〃	山村上史
〃	口山功
〃	西小幸
〃	田吉毅
専務理事	西慎太郎
常務理事	福孝一
役員	西和雄
	田同



## 年頭のご挨拶



一般社団法人 兵庫県トラック協会

会長 木南一志

新年明けましておめでとうございます。

令和8年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員事業者の皆様はじめ関係各位におかれましては、お健やかに新年をお迎えになられたことと、心からお慶び申し上げます。

さて、昨年は、大阪・関西万博が開催され、近未来の世界を体感しようと世界中の国々から関西へ人々が集まり賑わいを呈しておりました。人が集まり、物があふれるところには物資の供給が継続して行われているわけで、当然、その物資を運ぶ自動車運送事業者とその運送を担う運転者の存在は必要不可欠なものとなっております。

2024年問題が取り沙汰されてから現在に至るまでに、国民の皆様に「エッセンシャルワーカー」という言葉が認識され、物流に欠かせない自動車運送事業という存在が世の中に再認識されたのではないかと思います。

また、我が国の政治に目を向けると、日本初の女性総理大臣として高市早苗内閣総理大臣が誕生いたしました。女性総理が誕生し、公明党の連立離脱により、政権の方向性は大きく変わったように思います。高市総理は就任当初からガソリンだけでなく軽油引取税の暫定税率についても早期の廃止を目指すと表明され、与野党6党協議において、軽油引取税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止することで合意されております。長年にわたり業界として要望してきたことが実現に向かって動き始めています。

一方、「運輸事業振興助成交付金」については、軽油引取税暫定税率が導入された際に営業用トラックの公共性に配慮し、輸送力確保や輸送コスト抑制等を図るため創設されましたが、厳しい経営環境の中でトラック運送事業を安全かつ適正な形で維持し続けるために、継続していくなければならない制度であります。

加えて、「高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置」についても、ドライバーの拘束時間の短縮や輸送時間の短縮と定時制の確保のため必要不可欠な措置であり、全日本トラック協会とともに、政府に要望していかなければなりません。

次に、我が国経済は、米国のトランプ関税による影響が自動車産業を中心にみられるものの緩

やかに回復していると表現されており、しかしながら、慢性的なドライバー不足は依然として続いている。海外人材へも門戸は開かれましたが、解決策とはなっておらず、新たな問題にもなりかねません。

政府は「経済あっての財政」を基本とし、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築する、今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すため、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を柱とした「総合経済対策」を早急に策定する、としております。

我々のトラック運送業界においては、昨年、4月1日に改正物流法が施行されました。「物流革新に向けた政策パッケージ」の「商慣行の見直し」「物流の効率化」「荷主・消費者の行動変容」の実現に向け、また、「Gメン調査員」の活躍も期待されているところでございます。さらに、トラック適正化二法が6月4日成立、6月11日に公布されました。3年内の施行により、許可更新制度による業界の浄化、トラックドライバーの待遇改善が見込まれます。

兵庫県トラック協会では、会員の皆様とともに、トラック運送業界が抱える多くの課題に着実に取り組み、将来にわたる運送業界の発展のため、一つずつ確実に解決し、社会から信頼される業界・協会づくりに取り組んでまいります。

そのためには、私ども運送事業者自身が英知を結集し、業界の抱える諸課題に取り組むことは勿論、政治的な働きかけも視野に入れて、課題の解決に向けた行動を起こしてまいりたいと考えています。

つきましては、会員の皆様をはじめ、関係各位の一層のご支援、ご指導とご理解を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆々様のご健康、ご多幸を心から祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。





## 令和8年 年頭所感

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 寺岡洋一



令和8年を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年6月、前任の坂本克己最高顧問の後任として全日本トラック協会の会長に就任しました。昨年は私個人にとっても、そしてトラック運送業界にとっても激動の年だったといえるでしょう。

まず、昨年4月には「改正物流法」(新物流効率化法、改正貨物自動車運送事業法)が施行され、5月には「取適法」(製造委託等に係る中小受託事業者に対する支払の遅延等の防止に関する法律)が成立し、今年1月1日から施行されました。そして、6月には「トラック適正化二法」(改正貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律)が成立しました。また11月の与野党合意により、今年4月1日に軽油引取税の暫定税率が廃止されることになりました。軽油引取税の暫定税率廃止に伴い、運輸事業振興助成交付金の維持に向け、超党派による議員立法で先の臨時国会に「運輸事業振興助成法改正案」(運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案)が提出されました。令和13年3月31日までの5年間、現行の交付金制度が維持される内容となっています。

トラック適正化二法の成立や運輸事業振興助成法改正案の国会提出に至ったのは、国會議員の先生方や国土交通省をはじめとした関係省庁及び労働組合のご理解はもとより、業界の皆様が一致団結して必死に汗を流してきた結果だと考えております。改めて、業界の皆様方のご尽力に心より御礼申し上げますとともに、運輸事業振興助成法改正案の早期成立に向け、引き続き関係の皆様のご理解・ご協力お願いいたします。

トラック適正化二法では、改正貨物自動車運送事業法のなかで、①トラック運送事業の許可について5年ごとの更新制の導入、②国土交通大臣が定める「適正原価」を下回る運賃・料金の制限、③再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務化、④違法な白ナンバートラックの利用を禁止し(罰則付)、荷主等に対しては是正指導も実施——などを盛り込んでいます。

また、この事業法を担保するための「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律」(新法)は、①基本方針の策定、②法制上の措置等、③物流政策推進会議——を柱としています。トラック適正化二法で示された内容が実現した暁には、業界を取り巻く景色が一変するのではないかと感じています。

全ト協では、私が委員長を務める、本件に特化した「トラック適正化二法対策委員会」を新たに立ち上げ、昨年8月27日に第1回委員会を開催しました。第1回委員会では、委員会設立の意義と経緯について説明した上で、「改正事業法の全面施行まで3年。業界の健全な発展に向けて、本日お集まりの皆様が一致団結して、全面施行に向けて精一杯取り組んでいきたい」と決意を述べました。

今年4月には、「委託次数の制限」と「違法な白トラに係る荷主等の取り締まり」が施行され、続く第2段階は、公布後3年以内に施行とされており、令和10年春頃になると思われますが、ここから「許可更新制度」と「適正原価の遵守義務」が施行することになります。

全ト協では今後も、国交省と強く連携しながら、トラック適正化二法の全面施行に向けて準備を進めてまいります。

燃料価格をはじめとする輸送コスト上昇分や、ドライバーの労働条件改善を進めるための原資については、荷主に対して適切に運賃・料金として転嫁していくことが基本であり、トラック運送事業者が適正な運賃・料金を收受できる環境を整備することが重要であると考えます。こうした中で高騰する輸送コストや人件費等の上昇分を荷主に転嫁できていない運送事業者が少なくありません。荷主からコスト上昇分を運賃・料金として適正に收受できなければ、運送事業者の多くが持続可能な事業経営を行うことができなくなります。一方で、車両価格について、アルミや半導体等原材料費の高騰、あるいは安全や環境性能向上のための装備が増えることなどによって価格が高騰しており、全ト協として車両価格の高騰問題についてもしっかりと対応してまいります。

さらに昨年9月、軽油価格カルテルの疑いで公正取引委員会により石油販売会社に対し、犯則調査が行われました。大変遺憾なことであり、全ト協としては、徹底的な事実解明と厳正な対処を求めるとともに、公取委の動向を注視し適宜対応を図ってまいります。

現在、国交省では、トラック適正化二法で規定された適正原価の算定に向けた準備が進められています。適正原価という指標を国に示していただくことは大変ありがたいことであり、法的根拠のある適正原価が導入されることで、荷主が運送事業者に対して不当な運賃で輸送を依頼することへの大きな抑止力になることが期待されます。

一方、適正原価の算定にあたっては、現在、国交省において、全事業者を対象に実態調査を実施しており、本調査では全国のトラック運送事業者から原価構造等のデータを提供いただく必要があります。会員事業者の皆様には必ず回答をお願いいたします。

併せて、全ト協では、適正原価の実効性を高めるとともに、運送事業者が適正な運賃・料金を收受できる環境の整備を進めるために、国交省をはじめとした関係省庁と連携し、独占禁止法や取締法における取締りや指導の強化、令和6年11月に体制が強化されたトラック・物流Gメンによる情報収集や荷主等による悪質な行為に対する是正指導の強化等を通じて、輸送コスト上昇分やドライバーの待遇改善に向けた原資を確保できるような取引環境の整備に向け、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

昨年4月に施行された改正物流法では、荷主や物流事業者等に対し、トラックドライバーの荷待ち時間等の短縮、積載率の向上等に資する取り組みを行う努力義務を課しているほか、元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付けるとともに、荷主およびトラック運送事業者等に対し、運送契約締結時の書面交付等を義務付けています。

さらに、本年4月から、一定規模以上の荷主に対して、物流統括管理者（CLO）の選任、中長期的な計画の作成や取り組み状況の報告等が義務付けられます。取り組みの実施状況が不十分な場合は、勧告・命令が実施されることとなります。

これらにより、物流業界の多重下請構造を是正し、実運送事業者の適正な運賃収受を図っていくことになります。

全ト協では、改正物流法を解説する会員事業者向けホームページを開設したほか、実務者向けに法改正の内容を分かりやすく解説する動画を公開するなど、会員事業者の理解促進に取り組んでいます。

また、運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス（附帯業務等も含む）の内容やその対価等について記載した書面の交付が運送事業者と荷主の双方に義務付けられたことを受けて、全ト協では会員事業者が荷主との運送契約を円滑に、かつ効率的に締結できるよう、「運送申込・書面化アプリ」を開発し、デジタル化対応が進んでいない中小運送事業者に無償で提供しています。

併せて、全ト協では国交省と連名でリーフレットを作成し、事業者や荷主に向けた広報活動を展開するなど、業界全体で発信力を高め、改正物流法の周知徹底に努めたいと考えています。

トラック運送業界は、「安全で安心な輸送サービスを提供し続けること」が社会的使命であり、常に「安全」を最優先課題と位置付けながら事業を展開しなければなりません。

しかしながら、事業用トラックが第1当事者となる死亡事故件数は令和6年よりも減少しているものの、依然として多い状況にあります。また、根絶すべき事業用トラックによる飲酒事故も依然として発生しているほか、大型車による車輪脱落事故も発生しています。

国交省では、令和7年度までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2025」に代わる次期総合安全プランの策定に向けた準備を進めています。全ト協では、次期総合安全プランを受けて策定する次期「トラック事業における総合安全プラン」に基づき、事業用トラックが関係する交通事故による死傷者数等の目標達成を図ります。会員事業者の皆様におかれましては、今一度基本に立ち返り、緑ナンバーの自信と誇りをもって安全運行の徹底に努め、安全・安心な輸送の確保をお願い致します。

気候変動をもたらす地球温暖化防止のため、全ト協では2050年のカーボンニュートラルを目指し、「トラック運送業界の環境ビジョン2030」を定めています。本ビジョンのメイン目標として、トラック運送業界全体の2030年のCO<sub>2</sub>排出原単位を2005年度比で31%削減することを掲げ、環境対応車導入促進助成事業や「トラックの森」づくり事業などの取り組みを引き続き推進してまいります。また、「黄金のペットボトル」など社会問題化するゴミのポイ捨て問題についても、業界全体の意識の向上を図るために、会員事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

トラック運送事業者が「国民生活と経済のライフライン」としての機能を果たし続けていくためには、利用者目線での計画的な道路整備の推進が必要です。

道路を使用するドライバーの労働環境改善の観点から、暫定2車線区間の4車線化やミッシングリンクの解消、渋滞対策の推進、高速道路のサービスエリア(SA)・パーキングエリア(PA)などにおける駐車スペースの整備・拡充など、多くのトラック運送事業者の輸送効率化に繋がる道路整備の推進が求められます。また、トラック輸送は国民生活と産業活動を支える公共的物流サービスの担い手であることから、運送事業者にとって利用しやすい高速道路料金水準が求められます。

全ト協では全国道路利用者会議と連携して、我が国の生産性を向上させ、成長力および国際競争力を強化するため高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、重要物流道路の整備推進など幹線ネットワークの強化を国交省等に働きかけていきます。また、

高速道路料金について、利用に応じた料金制度としつつ、運送事業者向け割引の継続を強く求めていきます。さらに、ドライバーの働き方改革や生産性向上、カーボンニュートラル推進を図るため、利用者目線での渋滞対策の実施、道の駅などの休憩施設の機能強化、中継物流拠点の整備および交通結節機能の強化などを求めていきます。

SA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設は、労働関係法令の遵守およびドライバーの労働環境改善のためになくてはならない必要な施設であることから、全ト協では、SA・PA、道の駅における大型車および特大車用の駐車スペースや休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について、引き続き国交省等に対して要望活動を行っていきます。

我々トラック運送事業者の願いは、エッセンシャルワーカーとして物流の現場で日々奮闘しているドライバーに、夢や希望、誇りを胸に、「我々が日本のくらしと経済を支えている」との熱い思いをもちながら、日々仕事をしてもらうことに他なりません。

多くの運送事業者が荷主等に対して果敢に運賃・料金交渉を行い、適正運賃・料金を收受することで、ドライバーの地位向上と労働条件の改善が図られるとともに、それが安定的な物流の確保に繋がり、国民経済の健全な発展に寄与するのです。

スピード感をもちながら重点的に解決していかなければならない課題は、地域によって温度差があり様々です。私は、「業界内の風通しを良くしていくこと」も非常に重要であると考えています。会員事業者の皆様方から、様々な課題を全ト協に対し積極的にご提供いただくとともに、全ト協としては、そうしたお声に真摯に耳を傾け、「会員ファースト、業界ファースト」で業界の健全な発展に資する諸施策を強力に推し進め、個々の事業者の持続的な成長に繋げていきたいと考えております。

会員事業者の皆様方のますますのご発展とご健勝、ならびにご多幸を心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。





## 次代を拓く 兵庫の力

兵 庫 県 知 事

齋藤元彦



新年あけましておめでとうございます。

昨年は、阪神・淡路大震災から30年、終戦から80年という大きな節目を迎え、過去を振り返り、未来への責任を改めて心に刻む、意義深い一年となりました。

令和8年は<sup>うま</sup>午年。力強く駆け抜ける「行動力」と「挑戦」を象徴する年であり、未来に向けた兵庫づくりを力強く進めてまいります。

第1は、若者・Z世代へのさらなる支援です。県立大学授業料無償化等の教育費負担の軽減、県立学校の教育環境の充実、海外留学支援、不登校やケアリーバー等の課題を抱える若者への支援など、一人一人が自らの夢や目標に向かって、力を発揮できる環境を整えます。

第2は、活力あふれる兵庫の創出です。フィールドパビリオンなどの万博のレガシーを活かした交流人口の拡大や、スポーツ・芸術文化の振興、農林水産業や地場産業への支援など、地域の魅力を高め、活力ある兵庫を築いていきます。

第3は、安全安心な暮らしを支える基盤の強化です。南海トラフ地震などの大規模災害に備え、防災力を高めるとともに、上下水道の老朽化対策、特殊詐欺被害対策、ツキノワグマ対策などの日常の安全を守る取組を強化していきます。

未来を見据え、県民の皆様とともに新しい時代を切り拓いていく決意です。どうぞご理解とご協力をよろしくお願いいたします。





## 令和8年 年頭の辞



神戸運輸監理部 兵庫陸運部長 原 義和

### はじめに

新年明けましておめでとうございます。令和8年午年の年頭にあたり謹んでご挨拶を申し上げます。

昨年は、円安による訪日旅行者の増加に加えて、関西では大阪・関西万博の開催により国内外から多くの来訪者があり、兵庫県においても一定の経済波及効果が持たらされたことによって観光地を中心とした人流が活性化する年となりました。

一方、年々深刻化している人材不足の問題については報道でも大きく取り上げられ、加えて経済状況や国際情勢に影響を受けた為替レートにより、原材料・燃料価格等様々なものが高止まりの状況にあります。

皆様におかれましては、このような厳しい経営環境下においても地域の公共交通や物流網の維持にご尽力いただいておりますことに心より敬意を表します。

兵庫陸運部といたしましては、このような厳しい状況に対応するため、政府による多種多様な支援措置の最大限の活用や関係機関と緊密に連携しつつ総合的な支援を講じてまいります。

### 地域公共交通の確保・維持、バリアフリー対策について

過去に類を見ない人口減少に直面し、交通サービスの利用者減少により交通事業者の経営はさらに厳しく、従業員の労働条件にも影響することから運転者不足に拍車がかかり、地域交通を取り巻く環境は路線の減便・廃止や事業撤退など一層厳しさを増しております。

運転者の確保は喫緊の課題ですが、地域交通は住民の日常生活や外出を支援するという重要な役割を担っているため、この課題に対応するには地域の輸送資源を最大限活用して交通を確保していくことも重要です。

国土交通省では、令和7～9年度を交通空白解消集中対策期間として、地域住民や来訪者が公共交通機関を利用できない「交通空白」の解消に向けて、自治体や事業者の伴走支援、情報・知見の提供や財政支援など新たな制度的な枠組みの構築等により後押しを進めているところです。

兵庫陸運部といたしましても、昨年同様に管内の自治体の首長を訪問して意見交換などを実施し、引き続き「地域の足」「観光の足」を確保するため、自治体や交通事業者とともに課題に向き合いつつ先を見据えたの対応を行えるよう後押ししてまいります。

バリアフリー対策につきましては、誰もが安全・安心・円滑に移動することができる共生社会の実現に向けて、ハード面のバリアフリー化とともにソフト面の取組みいわゆる「心のバリアフリー」の対策も重要です。

今後も、自治体によるバリアフリーマスターplanや基本構想の策定促進、障害のある方々のご意見を反映した交通機関のバリアフリー化の推進とともに、交通事業者による接遇向上や車両

の優先席、車いす用駐車施設、障害者用トイレ等の適正利用の啓発などソフト面の取組みにつきましても一層推進してまいります。

また、男女の異なる課題やニーズを踏まえたあらゆる政策や事業にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」については、国土交通省全体で現在取り組んでいるところであり、兵庫陸運部としてもこの方針に沿って関連施策を積極的に推進してまいります。

#### 交通運輸サービスの発展・利便性の向上について

バス・タクシー・トラックの自動車運送事業では担い手不足が深刻化しており、自動車運送事業を支える担い手の確保は喫緊の課題です。担い手不足対策では、各業界において自動車運転者の魅力の発信や必要なコストを反映した運賃の設定など、待遇改善等により担い手の確保を図っているところです。兵庫陸運部といたしましても、「働きやすい職場認証制度」の活用、若年層や就職氷河期世代への自動車運転者の魅力を発信する取組みなど、関係者と連携した人材確保対策を進めてまいります。

乗合バス事業については、地域交通の砦としての役割は大変大きいものの、コロナ禍を経た利用者ニーズの変化や地域環境の変化、さらには運転者不足を理由とした休廃止や減便が相次いでおり、利用者の利便性の確保が喫緊の課題となっています。そのような中、持続可能な経営に向け自動運転技術の確立やDX化・GX化が求められているところです。

タクシー事業については、昨年11月27日に神戸市域交通圏で公定幅運賃の改定が行われたところです。また、神戸市域交通圏以外の兵庫県内の全域においても運賃改定審査が行われているところです。運賃改定により得られた原資をもとに待遇改善による担い手の確保、DX化などを通じた利用者利便の確保が期待されています。また、本来のタクシーとしての役割はもとより、乗合タクシーの運行などを通じて地域交通を支える役割も期待されています。兵庫陸運部といたしましても、補助制度の活用や関係者との連携を通じて利用者利便の確保に向けた支援を進めてまいります。

トラック事業は、国民生活や産業競争力を支える重要な社会インフラですが、運転者の労働環境が全産業平均と比べて長時間労働・低賃金の状況にあるため、担い手不足が深刻になっており、適正取引の推進、生産性の向上に向けた取組や労働条件改善の取組みが必須となっています。

昨年は、「貨物自動車運送事業法」及び「物資の流通の効率化に関する法律」に基づく多くの規定が施行され、物流に携わるすべての関係者が物流の持続的な成長に向けた適正な取引環境の構築、物流の効率化に努めることとされました。また、今年4月には昨年公布されたいわゆる「トラック適正化二法」に基づく規定の一部が施行され、違法な白トラの利用に係る荷主等への規制や委託次数の制限、利用運送事業者についても運送契約締結時の書面化等が施行される予定です。

兵庫陸運部といたしましても、日頃から近畿運輸局等と連携して「トラック・物流Gメン」が荷主や元請け事業者に対して荷待ち時間の削減等の啓発や標準的な運賃制度の周知などを行っているところです。また、荷主側の都合による長時間の荷待ちや契約にない附帯業務を行わせる等の違反原因行為の疑いについて、荷主企業等に対して「働きかけ」や「要請」等を行っているところです。

引き続き荷主企業と物流事業者との間に存在する非効率な商慣行の見直し、取引環境の改善や適正運賃の収受によりトラックドライバーの待遇の改善を図り、トラック事業者がコンプライアンスの認識をもって持続的に事業継続ができるよう取組みを進めてまいります。

## 事業用自動車の安全・安心の確保について

誰もが安全で安心して利用できる交通環境を確保することが、交通行政に最大の使命です。兵庫陸運部といたしましても、「事業用自動車総合安全プラン2025」の重点施策に基づき、運転者の高齢化が進む自動車運送事業における健康に起因する事故防止のため、引き続き適切な健康管理の徹底を図るとともに、今後新たに策定される総合安全プランにより関係者の皆様と一緒に交通事故防止に取り組んでまいります。

また、令和7年4月の貨物自動車運送事業法改正等により、貨物軽自動車安全管理者の選任など貨物軽自動車運送事業に対する安全対策が強化されたことから、引き続き事業者に対する適正な指導を行ってまいります。

自動車運送事業者に対する監査・指導につきましては、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重要な法令違反の疑いがある事業者及び悪質違反、重大事故を引き起こした事業者に対し優先的に立ち入り監査を実施するなど、監査体制の強化を図り指導や厳正な処分を行ってまいります。

また、需要の回復がみられる貸切バスや法令遵守が問題視されているハイヤー事業者においては、街頭監査を含めた監査等を実施し輸送の安全確保を確認するとともに、悪質な法令違反が確認された事業者に対して厳正に対処してまいります。

さらに、主要観光地等で近年横行している違法な白タクの対策につきましては、警察、関係自治体、関係事業者団体等と更なる連携を強化し、効果的な実施場所や時間帯の選定などにより白タク排除の啓発活動を実施してまいります。

## 自動車の安全性確保と環境保全、ユーザーの利便性向上について

我が国の自動車保有台数は令和7年3月末現在で8,300万台を超え、兵庫県においては約300万台を超えており、経済活動、日常生活において不可欠な存在となっています。

一方、交通事故は多数発生しており、近年の交通事故による死者数は令和2年に初めて3,000人を下回り、その後減少傾向で昨年令和6年中の交通事故死者数は2,663人と前年比15人の減少となりました。

3,000人は下回っているというものの多くの尊い命が交通事故で失われている状況に変わりなく、子供が犠牲となる痛ましい交通事故や飲酒運転等の悪質・危険な運転による重大な交通事故も後を絶ちません。

これらに対して、先進安全装置を搭載した車両の普及促進、自動車アセスメントのPR、事業用自動車を対象とした事故防止対策支援推進事業への取組みを深化させてまいります。

自動運転技術は、交通事故の削減、地方部を中心とした移動の確保、ドライバー不足の解消などの課題の解決手段として期待されています。自治体等では、自動運転車の実証実験を計画・実施等するための協議会やレベル4自動運転サービスの実装を加速化させるためのレベル4モビリティ・地域コミッティが立ち上がっており、兵庫陸運部としましては、自動運転車の開発・普及に向けた知見の提供や安全基準に係る助言等を行ってまいります。

自動車整備事業は、自動車の安全・安心を支える基盤であり社会に不可欠な役割を担っています。一方で、近年の自動車技術の高度化や少子化の進展に伴い、整備現場では新技術への対応、生産性の向上、人材確保が喫緊の課題となっています。

国土交通省では、令和6年に自動車を電子的に検査するOBD検査を導入するとともに、これらの状況を踏まえた事業規制の見直しや整備現場の効率化に資するスキャンツールの導入支援などを行っております。兵庫陸運部といたしましても、こうした制度改正や技術導入を着実に定着させることで、整備作業の精度とスピードを両立させ事業者の負担軽減と生産性の向上を図って

まいります。

その他、人材確保対策について、兵庫陸運部では高校生に自動車整備士を将来の選択肢としてアピールするため学校を訪問し、自動車整備士の魅力やその役割の重要性を伝える取組みを実施しています。

また、確保した人材の定着・育成を進めていくことも重要であることから、国土交通省では「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」を活用し、魅力ある職場環境の構築に向け周知を進めております。

自動車検査登録関係手続きのデジタル化については、車検証の電子化が開始されてから3年が経過し、紙媒体からの切替えが完了しつつあります。また、自動車検査証の受取りのための来訪を不要とする「記録等事務代行制度」についても、前提となる電子車検証が交付されている車両が増加していることや、指定整備事業者や行政書士など全国で約11,000の記録等事務代行の委託がなされており、さらなるユーザーサービスの拡充が進められている状況です。

窓口案内におきましても、デジタルサイネージの設置、審査状況確認システムの導入に続き、昨年4月より申請者利用端末も備え申請者の利便向上を図ることにより解り良い窓口サービスを拡大していきます。

さらに、令和10年1月を目処に、自動車の登録・検査手続におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)により運輸支局等における手続きのペーパーレス・キャッシュレスを実現するとともに、自動車検査登録関係手続きのワンストップサービス(OSS)の利用率向上を図ってまいります。これらの施策により兵庫陸運部の窓口混雑を緩和し、申請者のみなさまにとっての利便性の向上を一層進めてまいります。

#### おわりに

以上、新しい年を迎える関係団体、関係行政機関の皆様方には、当陸運部の業務になお一層のご支援、ご協力を願い申し上げますとともに、今年一年の皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。





## 安全・安心・快適な交通社会の 実現を目指して



兵庫県警察本部交通部長 田 中 英 敦

新年おめでとうございます。

皆様には、御家族とともに健やかで輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素より、交通安全活動にご尽力をいただきますとともに、警察業務の各般にわたり深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、県内における昨年の交通事故情勢を振り返りますと、昨年11月末現在での交通事故件数、負傷者数は減少傾向で推移しており、死者数につきましては、86人で前年同期比では11人の減少となりました。

しかしながら、死者数の半数以上を65歳以上の高齢者の方が占めており、特に道路横断中の歩行者の事故が多発しております。また、自動二輪運転者や自転車に乗車している方の死亡事故が増加しております。

県警察といたしましては、歩行者の安全を確保するため、引き続き「横断歩道合図（アイズ）運動プラス」を中心とした歩行者保護対策、高齢者や子供をはじめとした歩行者に対して、横断歩道の利用、斜め横断や車両の直前直後の横断禁止など正しい横断の方法や、早朝薄暮・夜間における明るい色の服装や反射材用品の活用促進に向けた指導啓発を推進してまいります。

運転者に対する対策といたしましては、飲酒運転根絶に向けて、その悪質性や危険性を理解・認識させる広報啓発や、夜間の交通事故防止を図るため、ハイビームの活用や早めのライト点灯を推奨し、何より、安全な速度の遵守と防衛運転の重要性について周知してまいります。

自転車利用者に対しては、交通ルールのより一層の周知と遵守、ヘルメットの着用を促す広報啓発を行うなど、各種対策を継続し、交通事故抑止を図ってまいります。

さらに、本年4月から、自転車をはじめとする軽車両への交通反則通告制度（いわゆる青切符）の導入や、9月からは生活道路における自動車の法定速度が時速30キロメートルに引き下げられるという改正道路交通法が施行されます。

これらの改正点についても、広く周知を図るために、皆様と力を合せて取り組み、安全・安心・快適な交通社会の実現を目指していく所存であります。

皆様には、今後とも、各種交通安全活動に御理解と御協力を賜りますとともに、地域や家庭における交通安全意識の高揚に御尽力いただきますようお願い申し上げる次第です。

結びに、極寒の候ではございますが、皆様の御健康と御多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶



兵庫労働局長 金 成 真 一

新年、明けましておめでとうございます。

旧年中は、一般社団法人兵庫県トラック協会並びに会員の皆様には、労働行政の円滑な推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、現在、持続的な最低賃金・賃金の引上げの実現に向けた取組を推進しているところですが、兵庫県最低賃金は、昨年10月4日から過去最高の64円の引上げとなり時間額1,116円に改定されています。最低賃金額の効果的な周知を図るとともに、中小企業・小規模事業者の賃金引上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージの周知に努めてまいります。

また、働き方改革の推進につきましては、時間外労働の上限規制等の周知を図るとともに、長時間労働が疑われる事業場や過労死等に係る労災請求がなされた事業場に対する重点的な監督指導を通じて長時間労働の抑制に努めてまいります。

労働災害防止につきましては、兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画の4年目となります。が、兵庫リスク低減M S運動（2期）の取組事業場の拡充を図り、死亡・重篤災害の根絶に向けた対策を着実に推進します。さらに、化学物質に係る労働災害防止対策に関しまして、今後もリスクアセスメント対象物質が追加されることから、引き続き丁寧な指導と周知を図ってまいります。加えて、本年1月1日以降に着工する工事から、工作物の解体等の作業を行うときは有資格者による石綿等事前調査が義務化されることから、必要な指導を実施してまいります。

これらの諸施策の実施に当たりましては、局署の連携はもとより関係行政機関、関係団体とも密接に連絡調整を図りながら、時宜に即した効果的な施策を展開してまいりますので、今後とも労働行政へのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本年が、一般社団法人兵庫県トラック協会並びに会員の皆様にとりまして、発展と飛躍の年になりますよう心から祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 事務局からのお知らせ

### 「令和7年度気候変動アクション環境大臣表彰」を 平田運輸株式会社が受賞



協会会員平田運輸株式会社の「Ecogistics Project (エコジスティクスプロジェクト)」が、環境省が主催する「令和7年度 気候変動アクション環境大臣表彰」の「先進導入・積極実践部門（緩和分野）」において、「気候変動アクション環境大臣表彰」を受賞されました。



## ■ 気候変動アクション環境大臣表彰とは

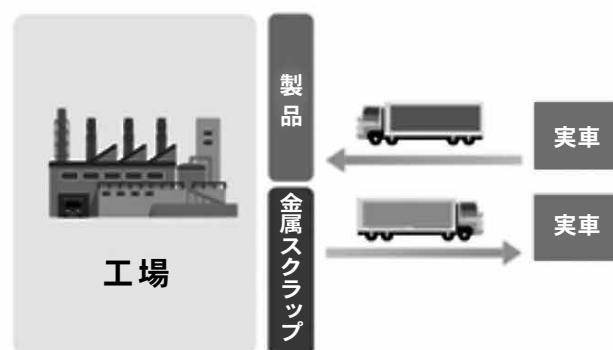
気候変動アクション環境大臣表彰は、気候変動対策の推進に顕著な成果をあげた個人や団体を、環境省が毎年度表彰する制度です。温室効果ガスの排出削減や地域・産業の脱炭素化に役立つ優れた取組を広く紹介し、国内全体での対策の加速を目的としています。

本表彰は、技術導入や効率化に取り組む「先進導入等部門」、地域ぐるみの活動を対象とする「地域活動部門」など、複数の部門で構成されており、国内の脱炭素化を先導する事例を顕彰する仕組みとなっています。表彰を通じて優良事例を共有し、他の事業者・自治体への波及効果を生み出すことが期待されています。

### Before



### After



- ① 製品・金属スクラップの輸送ごとに空車が発生
- ② 2社に対して車両手配
- ③ 2車両手配する輸送コストが発生

- ① 製品・金属スクラップを同時に輸送し、空車率削減
- ② 車両手配の手間を削減
- ③ 輸送コストを削減
- ④ 排出するCO<sub>2</sub>を50%削減

## ■ 取組の概要

本プロジェクトでは、既存トラックの運行に金属スクラップの回収（復路）を組み込み、空荷を削減することでCO<sub>2</sub>排出量を抑制しています。

取組の特徴は次の通りです。

- ・ 往路：製品を納品
- ・ 復路：スクラップ原料を回収（空荷運行の削減）
- ・ 追加運行を発生させず、効率性とCO<sub>2</sub>削減を同時に実現
- ・ 参画企業に対し、カーボンオフセット・クレジットを付与

特に、創出されたCO<sub>2</sub>削減量を可視化し、参画企業へカーボンオフセット・クレジットとして還元する仕組みが評価されました。

※平田運輸株式会社ホームページより参照

ご受賞おめでとうございます。

## 《令和7年度 安全性優良事業所近畿運輸局長表彰》

貨物自動車の輸送の安全について長期間に渡って荷主や社会に対し多大な貢献をし、安全対策等について顕著な功績が認められた事業所が表彰されました。安全性優良事業所（Gマーク）認定を10年以上継続し、兵庫陸運部長表彰を受賞、デジタコもしくはドライブレコーダーを全車両に装着している等の認定条件を達成した、事業所として当協会から下記の5事業所が受賞し、11月19日（水）に大阪合同庁舎第4号館で表彰を受けられました。

令和7年度 安全性優良事業所 （Gマーク） 近畿運輸局長表彰	ヤマトマルチチャーター株式会社 兵庫営業所
	楠原輸送株式会社 大阪営業所
	有限会社MTS 東灘営業所
	株式会社松原組運送 本社営業所
	株式会社さくらコーポレーション 姫路支店



ご受賞おめでとうございます。  

## 《令和7年度 安全性優良事業所兵庫陸運部長表彰》

貨物自動車の輸送の安全について長期間に渡って荷主や社会に対し多大な貢献をし、安全対策等について顕著な功績が認められた事業所が表彰されました。認定条件は安全性優良事業所（Gマーク）認定を10年以上継続し、デジタコもしくはドライブレコーダーを配置車両の90%以上に装着している等条件を達成した事業所で当協会から下記の16事業所が受賞し、11月26日（水）に神戸運輸監理部兵庫陸運部で表彰を受けられました。

令和7年度 安全性優良事業所 ( G マーク ) 兵庫陸運部長表彰	協立運輸株式会社 神戸営業所
	有限会社エニイシング・ドゥー 本社営業所
	神戸高速運輸株式会社 本社
	株式会社皐榮ロジ 本社
	株式会社喜谷運送サービス 本社営業所
	ヤマト運輸株式会社 神戸ポートアイランド営業所
	ヤマト運輸株式会社 神戸北小部営業所
	ヤマト運輸株式会社 淡路久留麻営業所
	ヤマト運輸株式会社 西神営業所
	ヤマト運輸株式会社 神戸布施畠営業所
	ヤマト運輸株式会社 神戸湊川営業所
	ヤマト運輸株式会社 三田下相野営業所
	ヤマト運輸株式会社 丹波春日営業所
	ヤマト運輸株式会社 兵庫三田営業所
	ヤマト運輸株式会社 兵庫丹波営業所
	ヤマト運輸株式会社 三木吉川営業所



## 令和7年度「環境と物流を考えるフォーラム」を開催しました

11月20日（木）、兵庫県トラック総合会館において「環境と物流を考えるフォーラム」を開催し、物流関係者、運送事業者等62名が参加されました。本フォーラムは、トラック運送事業が社会に果たしている役割やその重要性、また、2050年カーボンニュートラル実現に向けた環境改善への取り組みなどを周知するため、毎年各所より講師をお迎えし開催しています。（※当協会のHPで講演の動画をご覧いただけます。）

### ○開会挨拶

兵庫県トラック協会 会長 木南 一志 氏



### ○来賓挨拶

近畿運輸局 自動車交通部 次長 河原 正明 氏



### ○講演1：「兵庫県の不正軽油対策について」



講 師：兵庫県神戸県民センター 神戸県税事務所 収税室長 久保 康雄 氏  
不正軽油の使用を撲滅するために、兵庫県における対策についてご講演いただきました。

不正軽油の販売、使用の摘発事例、罰則、そして、使用してトラックを走らせると環境に悪影響があることの指摘と共に、色や臭いで不正軽油を見分ける方法についても紹介をいただきました。

### ○講演2：「運送事業者が取り組む異常気象への対策～物流業務への気象情報の活用～」



講 師：一般財団法人日本気象協会 関西支社 担当部長 岡村 和贊 氏  
ドライバーと荷物を守るために輸送判断をするためには、物流に特化した気象情報の取集が大切であることを指摘されました。

また、昨今の激甚化、長期化する異常気象の現状についての紹介と共に、令和8年度出水期から運用予定の新しい防災気象情報についても情報提供いただきました。

### ○講演3：「サステイナブルな未来のために私たちができること」



講 師：節約アドバイザー 和田 由貴 氏

事業所でも使用する冷暖房、給湯、照明などに関する具体的な省エネ方法について紹介いただきました。

また、正しい消費と節約においては、まずは入口（購入）から見直すことが最重要であり、買った後のこととも考えてモノを選ぶことの重要性も強調されました。

当日の様子

### ○閉会挨拶 兵庫県トラック協会 副会長 山口 一幸 氏



## 「令和7年度 交通事故防止大会」を開催しました

当協会では、年末・年始の輸送繁忙期の事業用トラックによる交通事故撲滅と飲酒運転の撲滅を目的に、「令和7年度 交通事故防止大会」を次の通り開催しました。

木南会長の開会挨拶の後、来賓として原義和神戸運輸監理部兵庫陸運部長から挨拶があり、兵庫県警察本部から「県下の交通事故情勢について」、神戸運輸監理部兵庫陸運部から「交通事故防止に係る最近の運輸行政の動きについて」、兵庫トランスポート株式会社から「我が社の交通事故防止の取組について」の講演がされました。

大会の最後には、下欄の大会宣言を青年部協議会 十倉会長が読み上げ全員で唱和し、満場の拍手で採択されました。

また、大会の開会に先立ち、10月25・26日に全日本トラック協会で開催されました「第57回全国ドライバーコンテスト」で4t部門の2位に入賞した小林昂平さんとトレーラ部門で4位に入賞した片桐拓哉さんに、木南会長からドライバーの模範として表彰されました。

開催日 令和7年12月5日（金）

場 所 兵庫県トラック総合会館 3階 大会議室

参加者 55名

内 容

・講演「県下の交通事故情勢について」

講師：兵庫県警察本部 交通部交通企画課 警部 平瀬 清 氏

・講演「交通事故防止に係る最近の運輸行政の動きについて」

講師：神戸運輸監理部 兵庫陸運部 整備部門 陸運技術専門官 伊藤 剛啓 氏

・講演「我が社の交通事故防止の取組について」

講師：兵庫トランスポート株式会社 西宮本社 所長 松村 和幸 氏

・大会宣言採択

### 大会宣言

- ・飲酒運転等の悪質・危険な運転を根絶します。
- ・追突事故を防止するため、過労運転の防止、適正な車間距離の確保、制限速度の遵守を徹底します。
- ・交差点での事故を防止するため、右左折時の安全確認を徹底します。
- ・夕暮れ時における早めライト点灯と雨天・曇天時の点灯を行います。
- ・信号のない横断歩道で歩行者や自転車を見かけたら停止します。
- ・車輪脱落等の事故を防止するため、車輌の点検・整備を徹底します。



兵ト協会長 木南 一志 氏



兵庫陸運部長 原 義和 氏



片桐 氏 木南会長 小林 氏



兵庫県交通共済協同組合理事長 稲田 豊 氏



# 陸災防のページ

問い合わせ先 陸運労災防止協会 兵庫県支部  
(兵庫県トラック協会内)  
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

## はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるもの）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

### 1. 講習日時・会場 注：当⽇は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	2026年2月5日(木) 9時～17時(座学講習)
	2日目	2026年2月6日(金) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	<b>兵庫県トラック総合会館 3階会議室</b> 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 <u>※受講者の為の駐車場はありません。</u>	

### 2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,700円 (内消費税10% 700円)
非会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	1,650円 (内消費税10% 150円)	9,350円 (内消費税10% 850円)

### 3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名（事業場の代表又は責任者の方）の記入及び、押印（丸印）が必要です。（角印は認められません。）

### 4. 申込要領

(1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び申込書受付期間

2026年1月8日(木)～2026年2月4日(水) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

① 受講申込書（A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい。）

② 証明写真2枚（サイズ縦3.0cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

- ③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）
  - ④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込書到着後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内  
陸運労災防止協会兵庫県支部  
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

## 5. 持参品

## 受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

## 6. 修了証

法定の講習時間を受けた後、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

## 7. 留意事項

修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

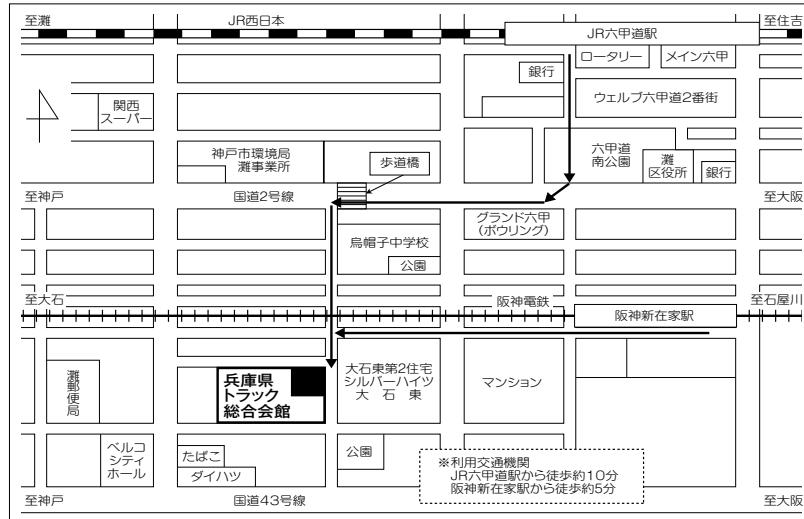
追試験を希望される場合は、受験料2,200円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。（追試験は、後日実施します。）

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

## はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

TEL (078) 882-5556



# はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付して下さい。  
縦 3.0 cm  
横 2.5 cm

ふりがな			
氏名		旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (□印)	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
		氏名又は通称	
生年月日	年月日生	交付年月日	※
現住所 (修了証に載ります)	〒  電話（携帯電話）		
勤務先	所在地	〒 電話	FAX
	名称		

本人確認 ※

証明書				
受講者氏名 _____ <span style="float: right;">印</span>				
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に 年月日から 年月日まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。				
年月日				
事業者名 _____				
代表又は責任者 _____ <span style="float: right;">印</span>				
書替・再交付年月日	※	年月日	本人確認書類	※

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

旧姓の併記は戸籍謄本、通称の併記は住民票又はそれに類する証明書を添付。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。



# 燃料価格情報

軽油は兵庫県下で買いましょう

軽油「元売別」購入価格表（令和7年11月末現在）

(単位：円／ $\frac{1}{10}リットル$ )

区分 元売名	ローリー 平 均	組 合 平 均	カ ード 平 均	ス タ ン ド 平 均
J X T G	107.41	117.19	117.54	133.55
出 光	106.58	109.80	122.00	125.50
コ ス モ	106.15	114.17	130.50	131.30
三 井	101.90			
そ の 他	110.43	109.85	117.25	121.22
総 計	107.67	111.95	119.94	125.56
7 / 10 全国平均	113.08	調査なし	124.07	124.94
近畿平均	113.29		120.76	128.53

兵ト協  
調べ

全ト協  
調べ

(消費税抜き)

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

(単位：円／ $\frac{1}{10}リットル$ )

区分 集計月	ローリー 平 均	組 合 平 均	カ ード 平 均	ス タ ン ド 平 均
令和6年12月	114.80	118.19	124.84	127.78
令和7年1月	115.97	119.72	126.82	130.13
令和7年2月	120.45	124.01	129.52	135.38
令和7年3月	122.14	124.51	132.51	133.93
令和7年4月	124.08	128.80	131.79	138.72
令和7年5月	122.76	125.46	129.91	140.25
令和7年6月	115.22	121.87	128.14	134.52
令和7年7月	109.32	112.61	116.37	126.47
令和7年8月	111.91	116.71	122.60	125.18
令和7年9月	113.72	121.19	126.35	128.83
令和7年10月	112.99	118.44	125.26	126.35
令和7年11月	111.84	116.85	121.96	127.49
令和7年12月	107.67	111.95	119.94	125.56
年間平均	115.60	120.02	125.85	130.81

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

# 会員だより

## 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
7.11.28	北播	一般利用	DAVAO KANSAI MOTORS株	東野 亮治	〒679-0303 西脇市黒田庄町前坂1189	TEL 0795-25-5510 FAX 0795-25-5511
12. 1	東播	一般	(有) P A R K	福田 充伸	〒675-0346 加古川市志方町西中111-1	TEL 079-453-0777 FAX 079-453-0778
12. 4	西播	一般	(株)悠トラフィック	北山 祐輔	〒672-8014 姫路市東山481-7	TEL 090-2594-2391
12.12	明石	一般	(株)ユーズサイクル	漣 智人	〒651-2113 神戸市西区伊川谷町有瀬1249-1	TEL 078-965-6832 FAX 078-965-6833

## 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
7.11.21	西播	一般	福栄運送(有)	福永 吉秀
11.30	西神戸	一般	泉北車輌(株)	西井 政一
12.31	東神戸	一般	(株)KTL	木村 茂行
12.31	東播	一般	(株)秀光	片岡 晃一
12.31	兵庫	一般	兵協生コンクリート(株)	守本 浩

## 変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
16	代表者	(有)北摂運輸 関秀夫	植山 雅弘
19	代表者	(株)レックスライン 安藤 邦彦	佐藤 邦彦
52	代表者	ケイヒン陸運(株) 徳久 幸治	平川 卓
79	代表者	相田運輸(株) 相田 真宏、相田 有章	相田 有章
89	代表者	(株)高山運輸 高山 光一	高山 龍司
182	代表者	(有)クリーン・サービス 武知 弘治	武知 省吾

兵ト協ニュースのバックナンバーはホームページの下記URLからご覧になれます。

[https://www.hyotokyo.or.jp/general-public/hyotokyo\\_back\\_number.html](https://www.hyotokyo.or.jp/general-public/hyotokyo_back_number.html)

# 協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
12・1	DX 推進セミナー	兵ト協	1・22	兵ト協 海コン部会 貨物自動車運送事業改正スケジュール及び新物効法の施行についてのセミナー	神戸ファッションマート
2	近ト協 正副会長会議・理事会	大ト協			
3	兵ト協 輸送秩序確立委員会 小委員会	兵ト協	23	運行管理者試験事前講習会	西部研修会館
4	全ト協 理事会	第一ホテル東京		天狼会 新年例会	Chinese RestaurantSeason
5	交通事故防止大会	兵ト協		荷役災害防止担当者研修	兵ト協
8	適正化事業調査員研修	全ト協		兵ト協 路線部会 情報交換会	かねも
10	整備管理者選任後研修	兵ト協		兵ト協 東部支部 新年会	ホテルヴィスキオ尼崎
	人権研修会	兵庫県自動車会館		兵ト協 兵庫支部 新年会	椰林
12	兵ト協 正副会長会議	兵ト協		兵ト協 西神戸支部 新年会	馨林
	兵ト協 常任理事・支部長連絡会議	兵ト協	24	兵ト協 丹有支部 新年会	神戸ホテルフルーツフラー
13	兵ト協 重量・鉄鋼部会 研修会	明石キャッスルホテル	26	運行管理者試験事前講習会	兵ト協
14	兵ト協 重量・鉄鋼部会 親睦会	小野ゴルフ俱楽部		近ト協 正副会長会議	大ト協
15	近畿地区物流政策懇談会	ホテルグランヴィア大阪		兵庫県交通安全対策委員会	のじぎく会館
16	整備管理者選任後研修	姫路市民会館	27	全ト協 次世代トラック対応委員会	日野自動車(株)お客様テクニカルセンター
	兵ト協 海コン部会 役員会	兵ト協	29	人材確保セミナー	兵ト協
18	兵ト協 引越部会 全体会議	兵ト協		兵庫県高速道路交通安全協議会幹事会	楠公会館
19	兵ト協 本部・支部事務局長連絡会議	兵ト協	30	兵ト協 タンクトラック部会 研修会	神仙閣
22	兵庫県高圧ガス大会 実行委員会	兵庫県中央労働センター		過積載運行の根絶合同キャンペーン横断幕の設置	山陽道神戸北インター 第二神明大久保インター
	巡回指導結果報告定例会議	兵ト協		－2月の予定－	
24	兵ト協 海コン部会 貨物自動車運送事業改正スケジュール及び新物効法の施行についてのセミナー	アジア太平洋トレードセンター	2・2	近畿ブロック支部長・事務局長会議	グランフロント大阪北館
	－1月の予定－		4	全ト協 交通対策委員会	全ト協
1・8	全ト協 専務理事連絡会議	ホテル日航奈良	5	はい作業主任者技能講習会(～6日)	兵ト協
9	全ト協 交通安全祈願等	ホテル日航奈良		全ト協 重量部会 経営者研修会	八幡仙閣(福岡市)
	自動車関係団体 新年名刺交換会	ANAクラウンプラザホテル神戸	6	運行管理者試験事前講習会	西部研修会館
10	兵ト協 明石支部 新年会	西明石ホテルキャッスルプラザ	9	適正価格管理に向けた標準的運賃活用セミナー	兵ト協
13	近ト協 幹事会	大ト協	10	運行管理者試験事前講習会	兵ト協
	FC小型トラック出発式	兵庫県庁	12	適正化実施機関評議委員会	神戸三宮東急REIホテル
16	兵ト協 新年祈願祭	湊川神社	13	人材確保・労働環境改善セミナー	兵ト協
	兵ト協 正副会長会議	楠公会館(うめの間)	14	兵ト協 但馬支部 新年会(予定)	アーネルベルアンジェ豊岡
	兵ト協 東神戸支部 新年会	神戸三宮東急REIホテル	18	近ト協 理事会	大阪市内ホテル
	兵ト協 東播支部 新年会	東京田村	19	全ト協 適正化事業委員会	全ト協
17	兵ト協 淡路支部 新年会	海月館	20	全日本トラック協会海上コンテナ部会正副部会長及び各トラック協会海上コンテナ部会長合同会議	ザ・プリンスさくらタワー東京
	1.17のつどい	人と防災未来センター前	25	過積載運行の根絶合同C	山陽自動車道淡河PA
20	全ト協 新年賀詞交歓会	パレスホテル東京	26	全ト協 環境対策・GX委員会	全ト協
21	三木会	兵ト協	27	全ト協 労働安全・災害防止委員会	全ト協
	兵ト協 西播支部 新年会	ホテル日航姫路		近畿ブロック適正化事業指導員研修	ホテルモントレラスール大阪

※会館駐車場が狭隘なためご来館の際は公共交通機関をご利用下さい。

## 兵ト協ニュース表紙写真募集について

### ■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

### ■募集内容

●兵庫県内の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

### ■応募方法

●会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。

●撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

### ■その他

●応募作品は未発表のものに限ります。

●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。

●採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（一社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。



### 会員情報だより“募集中”

～貴社の記事を掲載しませんか??～



兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考してください。

●会社概要（設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など）

●会社で力を入れていること（安全教育、採用活動、産休・育休など）

●創業時の苦労 ●今後の目標

●その他（社長・社員の趣味、社員旅行などの行事） ●写真

記事はA4 1/2ページ又は1ページを予定しています。

### ■応募宛先

〒657-0043神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

（一社）兵庫県トラック協会総務部行

E-mail:[hta@hyotokyo.or.jp](mailto:hta@hyotokyo.or.jp)

# 適正化事業実施機関からのお知らせ

## ■ 今月のテーマ 「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアルの紹介」

担当：適正化事業指導員 山本 拓司

事業用自動車総合安全プラン2025（令和3年3月策定）では、事業用自動車の安全対策に関する中長期計画における講すべき施策として、「視野障害に関する運転リスクの周知」や「スクリーニング検査・眼科での視野検査受診の推奨」が示されています。

この方針を受け、令和4年3月には自動車運送事業者向けの視野障害対策マニュアルが策定されました。令和7年4月には、事故との因果関係を把握するため、事故前後における視野障害スクリーニング検査や精密診断（検査）の状況を報告することが義務付けられるよう、「自動車事故報告書等の取扱要領」が一部改正されています。マニュアル策定から一定の時間が経過しましたが、視野障害に関する症状の把握や治療の必要性については、依然として理解の浸透が求められています。そこで、改めて本マニュアルの内容の一部をご紹介します。詳細につきましては、下記よりマニュアルをご参照ください。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/data/visual\\_field\\_impairment\\_manual.pdf](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/data/visual_field_impairment_manual.pdf)

### 1. 視野障害と交通事故

#### (1) 視野障害の特徴と重大事故につながる可能性

自動車の運転免許の取得・更新に関して、視野障害の症状がみられても、視力検査で一定の基準を満たせば、免許の取得・更新が可能です。しかし、自動車の運転には視野の確保も重要であり、視野障害は自動車事故を誘発させる危険があるため、十分に注意する必要があります。

視野障害は、視野（見える範囲）が狭くなったり、一部が欠けたりする症状をいいますが、仮に片方の眼に障害があっても、もう片方の眼がその障害を補うことで両眼での視野は維持されるため、症状がかなり進行するまで自覚しにくいという特徴があります。また、片眼や両眼で実際には視野障害がかなり進行していても、緑内障や網膜色素変性症のように進行が非常に遅い疾患では、中枢側で欠損部分を補ってしまう補填現象が生じ、障害の自覚を妨げています。さらに、日常では目や顔の向きを常に動かしながら情報を更新しているため周辺部の視野障害にはなかなか気づきにくい状態にあります。

このため、運転者が自身の視野障害に気づかずして運転しているケースも考えられ、運転中に「突然、車や歩行者が飛び出してきてビックリした」、「交差点にあるはずの信号機がなくなっていた」などの経験をした場合は、視野障害を疑うことが大切です。視野障害を無自覚のまま運転を継続していると、いずれ重大事故を起こしてしまう可能性があります。

#### 〈視野障害の見え方イメージ〉

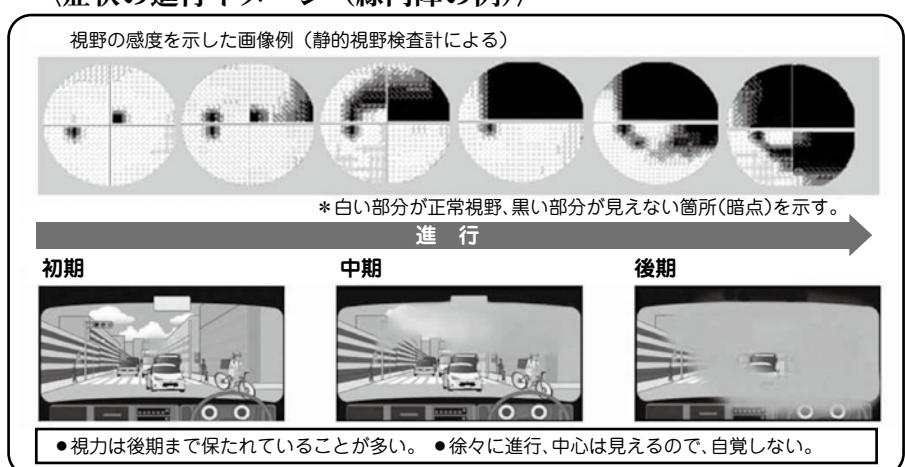
#### (2) 視野障害の早期発見、進行抑制の重要性

視野障害をきたす疾患は、不可逆的なものも多く、一度進行してしまうと元に戻すことができない場合があります。しかし、早期に発見し、治療を継続すれば、進行を抑制できる疾患もあります。また、早い段階で視野障害をきちんと自覚し、自分の弱点として認識した上で安全運転に心がければ、交通事故の回避にもつながります。

つまり、視野障害の早期発見は運転寿命の延伸につながると言えます。



#### 〈症状の進行イメージ（緑内障の例）〉



# 1. 運転者への理解促進

## (1) 早期発見・治療継続の重要性の理解

眼の病気の多くは不可逆的ですが、少しでも早く発見して治療を開始すれば、運転寿命を延伸できる可能性があります。また、病気の症状を知り、治療に取り組むことで視野障害に起因する交通事故を防ぐ効果も期待できます。そのためにも、運転者一人一人が視野障害に対する理解を深め、視野障害の早期発見と治療継続の重要性を知ることがより大切になります。事業者は、運転者に対して視野障害に関する理解を促すための社内教育や施策（簡易スクリーニング検査手法の導入・実施等）を積極的に実施してください。

## (2) 簡易スクリーニング検査手法の紹介

以下で紹介する簡易スクリーニング検査手法は、導入・実施が比較的容易です。運転者に視野障害のリスク、早期発見・治療の重要性を認識させる上で有意義であり、眼科健診の動機づけにもなる検査手法です。ただし、簡易スクリーニング検査手法は、高度の視野障害の症状を検出するためには有用ですが、初期から中期症状までの症状を検出するには困難な場合もあります。したがって、簡易スクリーニング検査手法は、あくまで運転者に眼科健診を促すためのツールとして活用してください。

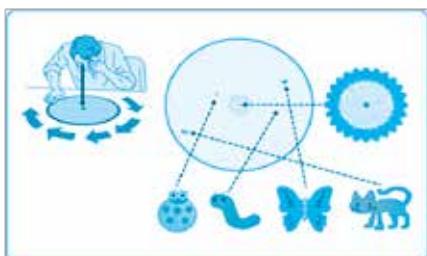
### ①クロックチャート<sup>1)</sup>

#### ＜概要・特徴＞

緑内障などによる視野欠損の簡易スクリーニングツールであり、各事業所において、手軽に使用することができます。

#### ＜検査方法＞

片眼ずつ、図の中心の丸を見つめながらクロックチャートを回転させ、その間に4つの生き物（イラスト）がすべて見え続けているか・抜け落ちがないかを確認します。また、停止した状態で中央の格子が歪んで見えたり、花びらが欠けていないかを確認します。詳細はP32の参考資料（クロックチャート（サンプル））を参照ください。

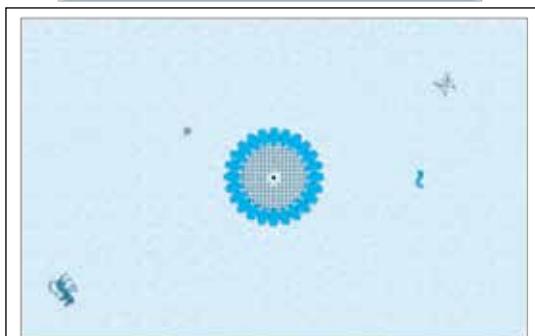


#### ＜検査にあたっての注意事項＞

チャートから眼までの距離を一定に保つ必要があり、間違った方法でセルフチェックを行うと誤判定となってしまいます。

1) Matsumoto, C. et al.: Jpn J Ophthalmol 59 (3): 187, 2015

#### クロックチャート [片眼用] （サンプル）



#### クロックチャートの利用方法

以下のURLまたはQRコードから原本をダウンロードの上、B4サイズで左記の見本と同様のカラー印刷を行ってください。

URL: [https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/data/clock\\_chart.pdf](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/data/clock_chart.pdf)



（注）必ずB4サイズで、下記の見本の色調を参考にカラー印刷してください。

サイズ、色調が大きく変わりますと検査精度に影響する可能性がありますので注意してください。

シートを ①少し離して ②片眼で○を見つめ③そのままゆっくりひと回し。4つの生き物見えますか？

①  
シートを置き、35cmくらいから片眼で中心を見てください。

チェックを始める前にまず絵柄をしっかり確認してください。読書用眼鏡をお使いの方は使ってください。次にシートを約35cmの距離で机や床に置いてください。チェックは片眼ずつ行います。



②  
では右眼からチェック。中心●を見たまま、距離を変えてみるとイモムシが消えます。

左眼を隠してください。右眼だけを中心●を見つめてください。このとき視線を動かさないように気をつけてください。はじめに右眼の盲点を見つけます。右眼で中心●を見ながらシートとの距離を少し変えてみてください。どこかで右の「イモムシ」が消えます。これはすべての人にある正常の暗点（マリオネット盲点）です。病気ではありません。チェックはこの距離で行います。

③  
そのまま、ゆっくりシートを回します。4つの生き物は見えますか。

中心●を見ながら、シートをゆっくり時計のように、1時、2時、3時…と回していくま。中心●を見ていたても、盲点以外では、4つの生き物がすべて見えるか確認してください。中心●を見て、中央の格子が歪んだり、「ひまわり」の花びらが欠けたりしないか確認してください。



④  
つづいて、左眼もチェック。

左眼の盲点の確認は、「イモムシ」が「ひまわり」の左側に来る向きで行ってください。そのまま、左眼についても③と同様にチェックしてください。

生き物たちのどれかひとつでも見えなくなったら、緑内障などの病気の可能性があります。

\*これはあくまでも体験版であり、病気の診断には眼科専門医による正確な検査が必要です。

# 貨物自動車運送事業者の皆さんへ

## 積込先、配送先で困りごとありませんか。 荷主等の違反原因行為の情報をください!

適正化事業調査員が情報を集めています。

### 情報収集内容 困りごと教えて下さい!

#### 恒常に長い荷待ち時間

過労運転を招く恐れあり



#### 契約にない附帯業務

ドライバーの長時労働を招く恐れあり

#### 運賃・料金の不当な据置き

ドライバーの賃金引上げを阻害する恐れあり



#### 過積載になるような依頼

過積載運送を招く恐れあり

#### 異常気象時の運送指示

輸送安全確保義務違反を招く恐れあり



#### 無理な到着時間の設定

最高速度違反を招く恐れあり

いただいた情報は、国土交通省トラックGメンに伝え荷主・元請事業者に対して、「働きかけ」、「要請」を行い、是正・指導を行います(裏面スキーム図)。

国土交通省でも情報収集を行っております。



●「トラックGメン」について

●悪質な荷主等に関する通報窓口(目安箱)



国土交通省



公益社団法人  
全日本トラック協会